

## 農林業センサスの調査員を募集します

令和2年2月1日時点を基準に、全国一斉に「2020年農林業センサス」が実施されます。この調査は、農林業の政策に役立てるために、5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

町に登録されている登録調査員だけでは調査員の数が不足するため、この調査で調査員として活動して下さる人を募集します。



### 調査員について

#### 任命期間

令和2年1月6日～3月20日(予定)

#### 仕事の内容

- ・町が実施する調査説明会への出席
- ・担当調査区の範囲と調査対象の確認
- ・調査対象へ調査票の配布・記入依頼
- ・記入された調査票の回収・審査
- ・調査票など調査関係書類の提出

#### 報酬

15,000～50,000円程度(担当件数によって変動します)

#### 登録要件

- ・町内に住所を有する、または住所から判断して統計調査に従事することが可能と認められ、満20歳以上
- ・心身ともに健全
- ・責任をもって調査事務を遂行できる
- ・秘密の保護に関し信頼がおける
- ・税務、警察及び選挙に直接の関係がない

### 申し込みについて

#### 申込方法

- ・「2020年農林業センサス調査員登録申込書」に、必要事項を記入し、企画財政課へ提出してください。
  - ・申込書は、企画財政課に設置しています。また、町のホームページからダウンロードすることもできます。
- 郵送やFAXでの提出はできません。  
お手数ですが、ご持参ください。

#### 申込期限

9月24日(火)

#### 受付時間

平日 午前9時～午後5時  
(正午～午後1時を除く)

#### 受付場所・圃

企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223

## 敷地の管理 適切に行っていますか

この季節になると、雑草や木々が生い茂ったままの空き地などが見られます。

こういった場所は、雑草そのものがアレルギーなど健康被害の原因となるだけでなく、「毛虫」や、感染症を媒介する可能性のある「マダニ」などのすみかとなることがあります。役場にも、「放置された空き地が近隣にあり、悩んでいる」という相談が多く寄せられます。

自身の所有する敷地はしっかりと管理して、近所に迷惑をかけないようにしましょう。特に、住まい再建の途中で、住まいを解体した更地などが放置されているというケースが、ここ最近多く見られます。敷地管理をしたいけれど、体力や時間がないという場合は、一度ご相談ください。

圃住民保険課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077



## 井戸水使用世帯の下水道使用料について

井戸水をお使いの世帯の下水道使用料は、世帯人数で算定します。今年も9月中に、該当世帯へ使用人数調査の文書を送付しますので、ご協力をお願いします。

なお、調査後でも、人数に変更があった場合は、役場下水道課までご連絡ください。

圃下水道課 管理係 ☎ 286 - 1131